

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	伊藤 健一郎 (いとう けんいちろう)
○学位の種類	博士 (国際関係学)
○授与番号	甲 第 1159 号
○授与年月日	2017 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	追悼から遠く離れて：反・戦後イデオロギーの台頭と靖国神社 をめぐる言説の推移
○審査委員	(主査) 山下 範久 (立命館大学国際関係学部教授) 中本 真生子 (立命館大学国際関係学部准教授) 五野井 郁夫 (高千穂大学経営学部教授)

<論文の内容の要旨>

本論文は、「靖国問題」が政治化される言説構造の変容を歴史社会学的に分析する作品である。「靖国問題」の言説は、戦後、戦没者追悼の是非や在り方の問題として構成されたが、1970年代後半から1990年代初めの時期—本論文では「長い80年代」と呼ばれる—を移行期として、戦没者追悼をめぐる公論的性格が空洞化し、「人権」、「平和主義」、「民主主義」といった「戦後的価値」の記号に対してシニカルな相対化を仕掛けるゲームへ政治的コミュニケーションを囲い込むためのプラットフォームへと変質した。

まず序論では先行研究の整理を行い、一方で靖国神社をめぐる政治に関する歴史的研究の蓄積と、他方で靖国神社を重要なシンボルとして利用する近年の日本における排外主義に関する社会学的研究の蓄積とが接合の枠組みを持たず、ゆえに「靖国問題」をめぐる議論が学術的次元でも公論的次元でもディスコミュニケーションに陥っていることが指摘され、論文の目的としてそのようなディスコミュニケーションの源泉である「靖国問題」言説の変質を歴史社会学的に分節化することが述べられている。

以下論文は、時代順に構成されており、第一章では、「靖国神社問題」の構築の前史として占領期から1950年代末における靖国神社をめぐる政治的、社会的状況が記述されている。特に、神道指令が神道を「国体カルト」とは別のものとして扱う認識を前提としていたこと、他方で靖国神社側では戦争責任について反省の契機を欠いていたこと、メディアに表出する国民感情として戦争についての被害者意識が強く、加害者意識が欠落していること、戦後社会において戦没者・戦没者遺族に対する社会的承認を求める声

に対して、政府も靖国神社も必ずしも当事者本位には応答してこなかったことが指摘される。

第二章では、1960年代から1970年代初頭にかけての靖国問題の展開が論じられ、橋川文三、安田武などの戦中派の追悼論を中心に、戦没者追悼をめぐる言説構造の分析が行われている。戦中派による追悼論の核には、大量死のなかで自分が生き残ったことの偶然性、そしてそれと表裏一体となった戦没者に対する後ろめたさがある。それは、戦死の意味付け—特に権力による意味付け—に対する徹底的な拒否として表現される。本章では続けてこの戦中派的批判意識から見た三つの緊張関係が論じられている。すなわち第一は政府主導の追悼がもつ欺瞞性の拒絶および戦没者遺族の持つ素朴な追悼意識に対するアンビバレンス、第二は（「わだつみ像破壊事件」に代表される）戦後世代からの「加害責任」の告発と戦争経験の継承の断絶に対する当惑が指摘され、そして第三に「大東亜戦争」を肯定する歴史修正主義が、戦後的価値に対する呪詛の言説と表裏一体になって、戦中派の批判意識を押し流し、反-戦後イデオロギーを準備したことが示される。70年代初頭において、この反-戦後イデオロギーは依然として狭い保守的なサークル内の言説でしかなかったが、すでに当時において大きく広がりつつあった戦争責任／歴史認識への無関心が、反-戦後イデオロギーによる戦中派的批判意識の失効の下からの条件を用意していたことが論じられている。

第三章では、著者が「長い80年代」と呼ぶ1970年代後半から1990年代初頭の転換期が論じられる。本章ではまず前半で、三木武夫の「私人参拝」、1978年のA級戦犯合祀、中曽根康弘公式参拝という一連の流れのなかで、「靖国問題」が賛否両論のある論争的言説の型にはめられていったことが示される。つづいて後半では、消費社会の定着による個人化の進展が、相対主義を基準とする言説編成を引き起こしたことに触れたうえで、「従軍慰安婦」問題と（湾岸戦争時の国際貢献論に端を発する）「平和ボケ」論というふたつの重要なフォーカル・ポイントを介して、論争化した「靖国問題」が制度化される過程が分析されている。その分析を通じて、「人権」、「平和主義」、「民主主義」といった「戦後的価値」の記号が持つ正統性が表層の水準では安定している一方で、背後でそうした価値を相対化する修辞が言説構造の重心をシフトさせたことが示されている。結果、戦中派的な批判意識は言説構造の外部へと括りだされることになった。

第四章および第五章では、反-戦後イデオロギーによる「靖国問題」の略取が決定づけられる1990年代半ば以降の過程が分析される。第四章では、特に歴史認識と歴史修正主義の問題が論じられる。「大東亜戦争」の肯定と「東京裁判史観」の相対化という歴史修正主義の基本的なロジックは、前章までの分析のとおり、すでに1970年代までに保守論壇の内部においては一定の定式化が完成していたが、本章では、1993年の下野にともなって自民党内で（特に同党の「歴史・検討委員会」および橋本内閣のものと「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」の活動を通じて）こうした保守的歴史認識／歴史修正主義が主流化していく過程を跡付けるとともに、村上龍、小林よしのり、

大塚英志らのテキストを取り上げ、サブカルチャーのレベルでの歴史修正主義のロジックの拡散が論じられている。特にサブカルチャーのレベルでの歴史修正主義は、消費社会的相対主義を土壌に、既存の安定的な規範に即した「正しさ」をディベート化し、歴史から切断された相対主義的な土俵で、修辭的・見世物的な水準でパフォーマンスを競うゲーム—著者はこれを「ディベート的言説空間」と呼ぶ—へと歴史認識の問題を囲い込む効果を持った。

同章ではさらに、加藤典洋の『敗戦後論』とそれに対する高橋哲哉の批判を取り上げ、国境を越えて連帯すべき自立した個人の立場から国民国家のもつ暴力性への批判するある意味で徹底した「戦後」的価値からの高橋による批判が、ディベート的言説空間においてもつ政治的限界を分析し、むしろ加藤の議論のなかに、そうしたディベート的言説空間の外部に括りだされた戦中派的批判意識の継受を見出す視点を提示している。

第五章では、1990年代末以降、特に小泉純一郎政権、および第一次・第二次の安倍晋三政権における反・戦後イデオロギーの拡散と新しい排外主義との関連が論じられている。この時期には、一方で「国益」（ナショナル・インタレスト）の言語としてのパワーポリティクスの修辭が反・戦後イデオロギーによる「靖国問題」の略取をさらに進め、他方ではインターネットやソーシャル・ネットワーク・メディアへのディベート的言説空間の拡散が生じるなかで、靖国神社のアイコン化が進み、「靖国問題」が戦没者追悼の問題から遠く離れて、より一般的な排外主義の修辭系にディベート化されたディス／コミュニケーションを囲い込む際のプラットフォームに変質させられたことが論じられている。そこでは「英霊」がディベートにおいて排外主義的主張の正しさを保証する切り札の機能を帯びることが確認されている。

最後に本論文は結論として、「靖国問題」が、戦後的価値と戦没者追悼の接合に成功しないまま、ディベート化によってその公論的意義を喪失したことが、アイコンとしての靖国神社の反・戦後的イデオロギーによる略取へとつながったことを指摘し、戦後的価値の普遍性を取り戻すうえで、失効させられた戦中派的批判意識の現代的な解釈がひとつの回路を提供することを示唆して閉じられている。

<論文審査の結果の要旨>

論文審査の結果、審査委員会は、本学位請求論文を以下の三つの点で高く評価した。

①「長い 80 年代」以前の「靖国問題」言説について、系譜学的なアプローチによって、新たな再評価の視座を提示し、特に戦中派の追悼論が持っていた批判的意義を、現代的な文脈への接続可能性とともに示したこと。

②「靖国問題」をひとつの焦点とする今日の排外主義的言説の起源を、反・戦後イデオロギーとディベート的言説空間との相互強化的な過程として描き出し、靖国神社をめぐる従来の歴史学的研究と新しい排外主義をめぐる社会学的分析のあいだを架橋して、問題状況を歴史化する見方を提示したこと。

③「靖国問題」の変質を、単に言説内部の記号の布置の変化としてではなく、言説空間そのものの機能の変化において通時的にとらえることで、再帰的近代化論の系から導かれる（シニシズムを介した）市民社会の劣化の主題に対する、歴史社会学的貢献を提供していること。

以上三つの成果は、「靖国問題」をめぐる従来の研究の蓄積において閑却されていた主題に光を当てるだけでなく、ディシプリナリな盲点に入る視点を体系的に導入するものであり、その意味で特に高く評価されるものである。

また外部審査委員の五野井郁夫氏は、既存の「靖国問題」への社会科学的アプローチが、右派言説の外在的／批判的分析に概ね終始したのに対して、史料の博捜を通じて実現された系譜学的アプローチの徹底によって、右派および左派言説の原型が従来考えられていたよりも過去にさかのぼっての同定に成功していることの意義を指摘した。

他方、審査委員からは、特に「長い 80 年代」の以降の分析において、分析対象となるテキストの幅と厚みによっては、論文の主張がより明確に支持されたのではないか、戦中派の批判意識の現代的再評価にあたって、その射程の提示をさらに明確にすることも可能であったのではないか、また逆に分析の範囲をさらに過去にさかのぼらせ、靖国神社と近代国民国家のより根源的な暴力性の問題も考慮されるべきであったのではないかといった指摘があり、本論文にはさらに展開の可能性が遺された論点があることが課題として挙げられた。しかしこうした課題は、本論文が提供する新たな知見が、「靖国問題」の歴史的・思想史的研究、および現代的排外主義の社会科学的分析にもたらす貢献の価値を損なうものではなく、むしろ本論文が切り開いた視座の可能性の大きさを示すものとして、その成果は大きいと認識する点で審査委員全員の意見は一致し、本論文は課程博士学位を授与するに相応しいと評価した。

なお、形式的な要件についても本論文は基準を満たしている。本文は 32 万字を超えており、十分なボリュームがある。注や文献リストも適切に配置されている。論文の構成も、「靖国問題」が政治化される言説構造の変容を歴史社会学的に分析するという目的に沿って、体系的に各章が組み立てられ、全体として一貫性がある。

<試験または学力確認の結果の要旨>

2017 年 1 月 10 日（火）、13 時から 14 時 30 分まで恒心館 735 号にて本論文に対する公開審査会が行われた。審査会では、申請者による論文内容の概要の報告があり、続けて 3 人の審査委員による質疑応答が行われた。主な質問として、靖国神社の持つ国家のイデオロギー装置としての本質的な機能はどのように評価されるのか、加藤・高橋論争について、加藤が引用する大岡昇平のテキストの解釈は、大岡の問題意識のもともとの文脈に即した場合、異なる側面があるのではないか、ディベート的言説空間が拡大する過程には権力のプラグマティズムの介在はなかったか、またそれを考慮に入れた場合、戦中派的批判意識の評価は変わるのではないかといった論点が挙げられた。

これらの質問に対して申請者からは、①歴史的に見た場合、靖国神社が近代国民国家のイデオロギー装置に組み込まれていたことは疑いがなく、その意味ではナショナルな戦没者追悼の持つ原理的な排他性は分析の前提として確認されているが、系譜学的分析から析出する「長い 80 年代」以前の戦中派的批判意識は、それ自体においてというよりも、その文脈を越え出る潜在的な可能性において評価されたものであること、②加藤・高橋論争の本論文における位置づけは、ディベート化された「靖国問題」による靖国批判言説の無力化のメカニズムを論じるものであったことから、分析に限定が生じたことを認めつつ、大岡昇平ら本論文が主題化した戦中派とは異なる、いわば日本の外の視点を持つ戦中派からの靖国批判の論理の分析については今後の課題となること、③「権力のプラグマティズム」とよぶべきものが、ディベート的言説空間の構成に寄与したことは確かであると思われ、本論文から引き出されうる政治的インプリケーションには影響がある可能性は認められるが、少なくとも、「靖国問題」の言説空間の構造転換についての本論文の主張に本質的な影響を与えるものではないという趣旨の応答があり、審査委員会は一致してこれを適切な応答と評価した。

最後に、審査員からは、特に「長い 80 年代」以降の分析について資料面での分析の厚みを増すことと、追悼の問題と戦争責任の問題を再分節化する理論枠組みの彫琢が今後の課題として示され、それを本論文の出版準備の際に重視していく方針が確認された。この展望とともに、審査員は、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有しているという判断で全員が一致した。

以上を踏まえ、当委員会では、論文審査および質疑応答の結果、本学学位規定第 18 条 1 項に該当することを確認し、伊藤健一郎氏に「博士（国際関係学、立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断した。